

一般財団法人東京都つながり創生財団

令和2年度第1回臨時理事会（決議省略）議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 常務理事の選定の件

定款第26条第2項及び第35条に基づき、以下の者を常務理事として選定する。

理事 田中 延広

第2号議案 事務局長の任免に係る承認の件

定款第48条第3項に基づき、以下の者を事務局長とすることを承認する。

理事 田中 延広

第3号議案 令和2年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）承認の件

定款第8条第1項及び附則第3に基づき、令和2年度の事業計画書（案）及び収支予算書（案）を別紙1のとおりとすることを承認する。

第4号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団理事会規程の件

定款第43条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項について、別紙2のとおり規程を定める。

第5号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団処務規程の件

定款第48条第5項に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項のうち、組織、職員の職責、事案の決定等について、別紙3のとおり規程を定める。

第6号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団職員給与規程の件

定款第48条第5項に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項のうち、固有一般職員の給与に関する基本的な事項について、別紙4のとおり規程を定める。

第7号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団旅費規程の件

定款第48条第5項に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項のうち、職員等が用務で旅行する場合の旅費の支給について、別紙5のとおり規程を定める。

第8号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団職員就業規則の件

定款第48条第5項に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項のうち、職員就業及び規律について、別紙6のとおり規則を定める。

第9号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団財務規程の件

定款第10条第2項及び第50条に基づき、財務及び会計に関する経理の統一的処理について、別紙7のとおり規程を定める。

第10号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団財産管理規程の件

定款第50条に基づき、財産の取得、管理、処分及び物品の管理事務について、別紙8のとおり規程を定める。

第11号議案 令和2年度 臨時評議員会の「決議の省略」による開催の件

次の議案について審議するため、定款18条第1項に基づき、別紙9のとおり臨時評議員会を招集する。

(1) 第1号議案 基本財産の件

定款第6条第1項に基づき、以下の財産を基本財産とする。「

定款第5条により設立者が拠出した財産 現金 88,675,000 円

(2) 第2号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団評議員会規程の件

定款第24条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項について、別紙10のとおり規程を定める。

(3) 第3号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の件

定款第14条に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用弁償について、別紙11のとおり規程を定める。

(4) 第4号議案 一般財団法人東京都つながり創生財団資金運用規程の件

定款第6条第2項に基づき、基本財産及びその他の資産の管理・運用に関する事項について、別紙12のとおり規程を定める。

2 付記事項

1の提案事項のうち規程・規則については、令和2年10月1日より適用する。

3 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 マリ クリスティーン

4 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年10月7日

5 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 マリ クリスティーン

令和2年10月1日、理事長 マリ クリスティーヌが理事の全員及び監事に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和2年10月7日までに決議に加わることができる理事の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を、監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第40条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条）に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案事項のいずれも承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者は次に記名押印する。

令和2年10月7日

理事長 マリ クリスティーヌ